

平成30年2月1日

保護者のみなさまへ

岸和田市教育委員会
岸和田市立東葛城小学校
校長 京 極 清

学校給食における食物アレルギー対応について

日頃は、学校給食にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

特定の食品を食べた時に症状が起こる食物アレルギーは、どの年齢でも見られるアレルギー疾患のひとつですが、本市においても年々、食物アレルギーをもつ児童生徒が増加しています。

岸和田市では、学校給食における食物アレルギー対応について「安全性」を最優先に考え、「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」に沿って対応をしております。

また、学校給食の食物アレルギー対応に際し、医師の診断・指導にもとづき、保護者と連携を取りながら進めることは、児童生徒の成長や健康につながるもので重要なことと考え、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須としております。

つきましては、下記の要領で進めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、わからないことや心配なことは遠慮なく、学校にご相談ください。

「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の詳細は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/151/schoolmeal-allergy.html>

記

1 申請について

食物アレルギー疾患があり、学校給食における食物アレルギー対応を希望される場合は、学校への申請が必要です。

申請に必要な様式も一緒にお渡しさせていただきました。

申請書【様式1】と学校生活管理指導表【様式2】は、

2月28日までに学校へ提出してください。

【様式1】「岸和田市学校給食における食物アレルギー対応申請書」⇒保護者をご記入ください。

【様式2】「岸和田市学校生活管理指導表」⇒医師の診断を受け、記入捺印してもらってください。

*「岸和田市学校生活管理指導表」【様式2】の文書料や検査料が発生する場合は、保護者負担でお願いします。

*成長にともなって食物アレルギーの状況も変化します。

進級時は、状況に変化がない場合も【様式1】と【様式2】を必ず提出してください。

また年度途中に変更が生じた場合は、その都度、【様式1】と【様式2】を提出してください。

*なお、書類の提出がない場合は、学校給食における食物アレルギー対応はできません。

*必要な提出書類については、市ホームページよりダウンロードできます。

2 対応について

(1) 除去対応食品は「卵・乳・小麦・えび」の4種類を含む食品とし、これらについては、原因食物の**完全除去対応**とします。多段階対応はしません。

【参考】「乳」アレルギーにおける例

完全除去対応…「乳」を含む全ての食品を完全除去し、「除去」または「除去食」を提供する。

※「少量可」「加工食品可」「牛乳を利用した料理可」「飲用牛乳のみ停止」など、食べられる程度に合わせて対応する多段階対応はしません。

(2) 「そば・落花生(ピーナッツ)・かに」を含む食品と、生卵は学校給食には使用しません。

(3) 「卵・乳・小麦・えび」以外の食物アレルギーの場合は、毎月の「アレルギー表示こんだて表」で、保護者が食べられない献立を確認し、学校は保護者の指示に従い、該当する献立を配膳しないという対応になります。

(4) 下記①②に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

① 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

(ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご

原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はない。

(イ) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある。

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

(ウ) 多品目の食物除去が必要

(エ) 食器や調理器具の共用ができない

(オ) 油の共用ができない(揚げ油の再使用含む)

(カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

②施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで一律に弁当対応にすることはありません。

※(ア)～(カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認をとってください。

(5) 日々の食物アレルギー対応については、毎月学校から配布する「学校給食アレルギー表示こんだて表」においてご確認ください。保護者の責任において、「学校給食アレルギー表示こんだて表」に記載されたアレルギー情報をもとに、お子さまが食べられない献立名に「×」、食べられる献立名に「○」をつけ、学校へご提出ください。学校は、提出された個人別のアレルギー表示こんだて表のとおり、配食します。

(6) 学校給食における除去食は、集団給食の制約がある中、複数の除去食調理に対応するために、やむをえず、お子さまのアレルゲン以外の食品も一緒に除去する場合がありますが、ご了承ください。

(7) 学校給食で除去食対応ができない時など、お子さまが食べられない料理がある日は、その料理の代わりになるおかず等をご持参いただいてもかまいません。給食までの保管については、原則、教室での保管となります。

3 給食費について

パン、ごはん、飲用牛乳(飲むヨーグルト含む)については、除去による給食費の返金があります。

加えて、多品目の食物除去が必要な場合など、その日の給食を全て食べない場合は、1食分の給食費を返金します。

4 申請の解除について

年度途中で、学校給食における食物アレルギー対応の必要がなくなった場合は、「岸和田市学校給食における食物アレルギー対応申請の解除届【様式3】」を提出してください。

5 その他

○給食での除去や除去食により、成長期に必要な栄養素が不足することがありますので、ご家庭での食事で補えるようご配慮をお願いします。

○食物アレルギーの解除に向けて、医師の診断(指示)のもと、ご家庭で原因食物を食べ始める時は、登校前に食べることは避けてください。

その他、わからないことや心配なことは遠慮なく、学校にご相談ください。